

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

①令和 5 年 8 月 1 0 日

厚生労働大臣 殿

②届出者 (ふりがな) 氏 名 かわぞえ たかし
川添 高志

職業安定法第32条の 3 第 1 項第 2 号の規定により下記の届出制手数料に係る届出
をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-311602
④氏 名 又 は 名 称 (ふりがな)	けあぷろかぶしがいいしゃ ケアプロ株式会社
⑤所 在 地 (ふりがな)	〒164-0011 電話 03 (5389) 1212 とうきょうと なかのく ちゅうおう さんちょうめ じゅうさんばん じゅうごう 東京都中野区中央三丁目13番10号
⑥適用開始・変更予 定日	令和 5 年 8 月 1 1 日
⑦届出・変更届出内 容	別紙手数料表による
⑧備 考	担当者 人事課 須賀 080 (4194) 7275



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】(※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%を基本とし、最大50% ※採用時期が近いなど緊急で求職者のご紹介が必要な場合、個別契約にて35%以上50%以下で成功報酬を設定させていただきます。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%を基本とし、最大50% (または 70,000円) 上記のうちいずれか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。 ※採用時期が近いなど緊急で求職者のご紹介が必要な場合、個別契約にて35%以上50%以下で成功報酬を設定させていただきます。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的は相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】(※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%を基本とし、最大50% ※採用時期が近いなど緊急で求職者のご紹介が必要な場合、個別契約にて35%以上50%以下で成功報酬を設定させていただきます。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-コ-311602

事業所の名称及び所在地 ケアプロ株式会社
東京都中野区中央3-13-10 ジョイ林302号

※ 返戻金制度について

当社の提供する有料職業紹介サービスにおいて、当社が紹介した求職者が短期退職した場合には、個別の契約において返戻金に関する詳細を取り決めさせていただき、手数料を返金いたします。